

NPO 法人 市民科学研究室

設立趣旨（NPO 法人設立趣意書より） †

科学技術が私たちの生活や地球の未来を大きく左右する時代に、私たちは生きている。科学技術の進歩を支え、その成果を受け入れていながら、一方で私たちは前途に大きな不安を感じている。科学技術の発達のおかげで私たちの生活は大いに便利で快適になったが、しかしそれは同時に、化学物質の氾濫、原子力発電所の大事故の恐れ、遺伝子診断やクローン技術など生命操作技術の日常化、地球温暖化や森林の破壊など、将来の世代にも及ぶであろう生命や安全や環境への深刻な脅威をもたらしてもいる。

こうした危機を乗り越えるには、科学技術がもっぱら専門家によって研究開発され一般市民はその成果を享受するだけという、これまでのあり方をどこかで変えなければならないだろう。そのときに肝要なのは、一般市民が「科学技術のことは専門家にお任せする」というこれまでの姿勢を改め、専門家や政策立案にたずさわる人々に自分の意思をきちんと示し、ともに問題解決をはかるよう働きかけることであろう。素人にとって歯が立たないように思える専門知識に対しても、様々な助力のもとに市民が上手に向き合っていく方法があるものと思われる。

以上のような観点に立つとき、「市民科学」という営みの大切さが浮上してくる。市民科学とは、(1)市民が不安や危惧を抱く問題をみすえて、その問題解決のために調査研究をすすめる、(2)科学技術のあり方に関して市民の問題意識や関心を高める、(3)市民と専門家との対話を促進し、専門性の障壁をうまく乗り越えていく、(3)科学技術政策に市民の意思が適切に反映されるようにする、といった総合的な取り組みである。すなわち市民科学は、科学技術の活動が展開される様々な局面で、市民が主体的・実践的に関与していく機会を作り出していくことであり、総体として科学技術の発展を適正に制御し、持続可能で公正な社会の実現を目指すものである。

市民科学研究室は市民科学を社会に普及させるべくこれまで活動してきたが、この度、特定非営利活動法人となることで活動をより強化し、

1. 市民学習講座などの教育事業
2. 調査研究事業
3. 研究開発及び教育実践のための支援事業
4. 行政等に対する提言事業
5. 相談受付などを含むコンサルティング事業
6. 出版物、ホームページなどによる広報事業を通して市民科学の一層の推進をはかることとした。